

開拓の村食堂改修工事に伴う休業期間の

キッチンカー出店者募集要項

1. 出店期間

令和8年6月1日（月）～7日（日）

※上記期間すべて出店できる事業者

2. キッチンカー営業時間

営業時間：9時00分～17時00分（準備時間も含む）

※搬入 9時00分

搬出（片付け） 17時00分～17時30分

3. 出店場所

野外博物館 北海道開拓の村 開拓の村食堂前（住所：札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1）

4. 出店者の条件について

（1）出店期間（6/1～7）全日程に出店できること

（2）フード（食事系）・スイーツ・ドリンクの全てを提供できること

（6/1～5の期間、食堂が休業の為）

（3）酒類の販売はしないこと

（4）食品衛生法に基づく営業許可を有していること

（5）食品衛生責任者の資格を有していること

（6）生産物賠償責任保険に加入していること

（7）電気、調理用水及び排水タンク等の販売に必要なものを準備できること

（8）北海道暴力団の排除の推進に関する条例（北海道条例 平成22年12月17日条例第57号）

に定める暴力団、暴力団員、及びその関係者でないこと

（9）車両サイズは全長5m、全幅3mであること

5. 注意事項

（1）出店時間は厳守すること。なお、完売等により出店終了時間より早く閉店する場合の搬出については、施設管理者に申し出ること。また搬入・搬出時間について超過が見込まれる場合についても事前に施設管理者へ申し出ること。

（2）火気及び発電機等を使用する場合には、消火器（国家検定合格之証のマークがついている業務用消火器）を設備し火災予防に努めること。

（3）食品衛生法その他関係法令を遵守すること。

（4）申込時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更になる場合は、出

店日の 1 週間前までに様式 2「販売品目及び価格表」を施設管理者に再提出し、承認を得ること。

- (5) 出店の申込をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更になる場合は 1 週間前までに施設管理者に必要書類を提出し、承認を得ること。
- (6) 自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。
- (7) 出店に係る権利は、第三者に委託又は譲渡しないこと。
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。
 - ア 移動させる場合は、来場者及び他車両等に注意し、安全運転に努めること。
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること。
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに施設管理者に申し出ること。
なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (9) 施設内の設備は利用できないため、電気、調理用水及び排水タンク等販売に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (10) 営業に使用する発電機等は、低公害、低雑音な機器とし、コード等に人が引っかからないよう養生する等の必要な安全措置を講じること。
- (11) 販売中はキッチンカーのエンジンを停止すること。
- (12) 調理で発生したゴミは自主回収とし、野外にごみ箱を設置した場合には、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。
- (13) 出店中にスピーカー等を利用して BGM や呼び込み等を流すことはしないこと。
- (14) 販売員には、施設利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を施設管理者に報告すること。
- (16) 片付け・搬出の際は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。
- (17) この要項または公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じても施設管理者は補填及び賠償等の責任は一切負わない。
- (18) この要項に記載のない事項であっても、施設管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

6. 出店料について

10,000 円 (税込) / 7 日間

※出店日初日に現金支払いとなります。お支払いの際に、領収書を発行いたします。

いかなる場合でも払い戻し (返金) できません。

7. 募集事業者数

2 事業者

8. 出店者の選定方法

【選定方法】

申込書類をご提出いただいた事業者から先着順で出店者を決定いたします。

なお、出店場所は施設管理者が指定させていただきます。

以下の場合については受付不可となります。

- ・提出書類に不備がある
- ・「4. 出店者の条件について」の内容を満たしていない
- ・出店者としてふさわしくないと施設管理者が判断した場合

【選定後】

出店可否については、出店者が決定次第ご連絡させていただきます。

その後、施設管理者が出店を許可した事業者には、出店許可証を発行し、当日のスケジュール、注意事項、搬入経路等を記載した書類をお送りさせていただきます。出店日に出店許可証を確認させていただきますので、ご持参下さい。

9. 出店のキャンセルについて

- ・万が一出店者都合により、出店期間に出店できない日が生じた場合は事前に電話（011-898-2692）にてご連絡ください（FAX・メール等は不可）。その場合の出店料は返金いたしません。
※電話対応時間 8時00分～17時00分
- ・出店を無断でキャンセルした事業者については、次回以降のキッチンカーイベントの出店の申込は受付いたしません。

10. 申込書の提出について

（1）募集期間

令和8年4月28日（火）9時00分～令和8年5月17日（日）17時00分

※出店者が決まり次第、申込終了

（2）申込方法

申込書類を E-mail でご提出をお願いいたします。

※口頭・電話・郵送・FAX・持参でのお申込みは受付しておりませんので、ご了承下さい。

【申込先】 宛 先：一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

E-mail：info@kaitaku.or.jp

※メールでの申込は、申込書類すべてを PDF 形式のファイルで送信して下さい。

(3) 提出書類

- ・キッチンカー出店許可申込書（様式1）
- ・販売品目及び価格表（様式2）
- ・保健所から交付された営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者資格を証する書類（写し）
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険等）証券（写し）
- ・出店するキッチンカーの車検証（写し）
- ・その他販売に必要な資格証明書（適宜）
- ・販売する商品の写真（主たる商品 1～2 枚程度）

11. 問い合わせ先

一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1（北海道開拓の村内）

TEL：011-898-2692 FAX：011-898-2694 E-mail：info@kaitaku.or.jp

営業時間 9：00～17：00（4月、10～3月は月曜日が休館日）